

【新型コロナウイルス】ブリスベンでの英国由来 COVID-19 変異種感染者確認に伴う連邦・各州・準州による州境規制強化等

2021年1月9日
在ブリスベン総領事館

●1月8日、クイーンズランド（QLD）州政府は、ブリスベン市内における英国由来の COVID-19 変異種感染1例の判明に伴い、8日（金）午後6時より11日（月）午後6時まで、ブリスベン大都市圏（ブリスベン、モートンベイ、イプスウィッチ、レッドランド及びローガンの各地方行政区域）において外出制限措置を開始するとともに、自宅以外でのマスク着用を義務化しています。

●更に、1月2日以降にブリスベン大都市圏に滞在していた者については、既にブリスベン大都市圏から離れている場合にも、同様に外出制限措置をとり、必要不可欠な理由により外出する場合もマスクを着用するよう呼びかけています。

●州首席医務官監は、8日付の州民へのオープンレターで、これは最も脆弱な人々を守り、この間に濃厚接触者の確認を行って感染状況を把握し、より長期の外出制限が必要とならないためのあくまで予防的措置として実施するものであるとして、州民の理解と協力を呼びかけています。

●同8日、豪州連邦政府がブリスベン大都市圏を連邦の感染多発地域（ホットスポット）に指定したほか、他州・準州等によるQLD州やブリスベン大都市圏からの入州規制措置等も順次執られています（例えば首都特別地域（ACT）では、1月2日以降にブリスベン大都市圏への滞在歴がある者について14日間の自己隔離を直ちに求める等の措置が執られています）。他州等による規制は状況に応じて更新される可能性がありますので、詳細及び最新情報等については、連邦及び各州・準州等政府及び在豪日本国大使館・各総領事館ウェブサイト等を通じご確認下さい。

1 QLD州の外出制限措置に関しては、以下のリンク先等（英文のみ）をご覧ください。

（1）QLD州保健省HP

<https://www.health.qld.gov.au/news-events/doh-media-releases/releases/greater-brisbane-lockdown-clarifying-movement-restriction>

（2）QLD州首相 Twitter

<https://twitter.com/annastaciamp>

（3）QLD州政府HP（州首席医務官監オープンレター）

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/greater-brisbane-lockdown/cho-open-letter>

（4）当館領事メール

外出制限措置の詳細

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus08012021_3.pdf

高齢者介護施設等の訪問禁止措置等

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus08012021_2.pdf

2 豪州連邦、各州・準州等による州境規制等については、以下ウェブサイト（英文のみ）をご覧ください。

- ・豪州連邦（8日国家内閣後の、モリソン首相プレスステートメント）

<https://www.pm.gov.au/media/statement-national-cabinet>

- ・ニューサウスウェールズ州

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules/border-restrictions#going-interstate-from-nsw>

- ・ビクトリア州

<https://www.dhhs.vic.gov.au/coronavirus-update-victoria-8-january-2021>

- ・西オーストラリア州

<https://www.mediastatements.wa.gov.au/Pages/McGowan/2021/01/WA-bolsters-border-arrangements-with-Queensland-immediately.aspx>

- ・タスマニア州

<https://coronavirus.tas.gov.au/facts/important-community-updates>

- ・南オーストラリア州

<https://www.sahealth.sa.gov.au/wps/wcm/connect/public+content/sa+health+internet/about+us/news+and+media/all+media+releases/covid-19+update+8+january+2021>

- ・北部準州

<https://coronavirus.nt.gov.au/travel/quarantine/hotspots-covid-19>

- ・首都特別地域（A C T）

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/update-urgent-information-about-greater-brisbane>

3 在豪日本国大使館・各総領事館による関連情報については、以下のウェブサイト等をご覧ください。

- ・在豪大使館

https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=104726>

- ・在シドニー総領事館（N S W州，N T（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- ・在メルボルン総領事館（V I C州，S A州，T A S州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=104728>

・在パース総領事館（WA州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所:Level [17, 12 Creek Street, Brisbane](#) QLD4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（「たびレジ」良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/fq.html>